

## 第2章 コモディティ・フロー法

消費支出や資本形成等の国内総支出（GDE）を推計する方法には、大きくわけて「家計調査」などを用いた人的接近方法（支出接近法とも言う）とモノやサービスなどの商品の流れから推計する物的接近法の二つがある。

本章で述べるコモディティ・フロー法（以下、コモ法と略称）は、物的接近法のひとつである。

### 1. コモ法の概要

#### （1）コモ法とは

コモ法とは、当該年における各商品の生産、輸出入、在庫増減等を把握して総供給側を推計し、これらの商品を流通段階ごとに消費、投資などの需要項目別に金額ベースで把握する方法である。

推計の流れは、まず各商品ごとの生産額あるいは出荷額をもとに、輸出入、在庫増減による調整を加えて、総供給額を求める。

次にあらかじめ設定した流通経路において、最終的に各商品がどのように処分「中間需要向け（中間消費、建設向け）、最終需要向け（家計消費、固定資本形成）」されるかを金額ベースで推計する。

商品ごとの需要先別の比率を「配分比率」という。商品の流通段階で発生するマージン額や運賃も、マージン率、運賃率という形で、推計プロセスに組み込まれている。配分比率、マージン率、運賃率は、平成7年の産業連関表をもとに、各流通段階ごとに設定している。

コモ法推計は、政府サービス生産者および対家計民間非営利サービス生産者を除く「産業」について、屑・副産物をも含む全品目ベースで行う。全品目ベースで推計することにより、付加価値推計における産業別産出額についてもコモ法で推計した品目別生産額と対応する整合的な計数を得ることができる。

商品の分類、配分比率、運賃率、マージン率などのコモ法の骨格の作成にあたっては、産業連関表に準拠している。これは各係数算出のためには、産業連関表作成を作成する際に行った特別補完調査の結果に依存せざるを得ない部分も多いこと、また基準年次の計数として産業連関表の計数が若干の概念調整のみで利用できるためである。

コモ法は、産業連関表と結合が図られること、人的推計方法と比べて推計漏れが少ないなどの長所を持っている。反面、各商品ごとの需要項目への配分比率やマージン率、運賃率などを実態に即した形で変動させることが難しいという短所を持っている。

他方、人的推計法は、わが国においては家計調査などの基礎統計が豊富なこともあって、優れた推計方法ではある。しかし、中間消費も含めた生産物相互間の投入、産出の関係をとらえ、その一連のなかで最終需要を把握することが困難である。

## (2) 商品分類と流通経路

### a. 商品分類

#### (a) 商品の細分化

93SNA においてコモ法は 2000 品目以上に及ぶ細かい商品分類を採用している。これは、需要先を推計する際に、配分先(需要先)を商品ごとに固定化することによって、推計上生じる誤差を極力小さくするための措置である。

すなわち、商品分類をできるだけ細分化することにより(表2-1)、商品ごとの配分先を中間需要、家計消費、建設資材、固定資本形成(建設を除く)の4部門のいずれかに特定化できる割合が高まる。これによって、各商品の配分比率の年々の変化による推計誤差への影響を小さくすることができる。

表2-1 コモディティ・フロー法の22分類の商品数  
(平成7年基準)

	22分類	6桁分類	8桁分類
01	農林水産業	29	108
02	鉱業	7	43
03	食料品	38	114
04	繊維	11	144
05	パルプ 紙	9	57
06	化学	29	222
07	石油 石炭	11	23
08	窯業・土石製品	12	114
09	一次金属	23	128
10	金属製品	7	104
11	一般機械	24	235
12	電気機械	25	171
13	輸送機械	16	79
14	精密機械	6	63
15	その他の製造業	32	392
16	建設	-	-
17	電気・ガス・水道	9	13
18	卸売 小売	2	5
19	金融 保険	3	4
20	不動産業	3	4
21	運輸 通信業	26	63
22	サービス	45	83
	合計	367	2169
	(屑 副産物を含む)	(369)	(2187)

(b) 産業連関表に準拠

コモ法推計では、配分比率、運賃率、マージン率などを基本的に産業連関表から計算する。産業連関表と計数や分類を一致させることによって、体系的な分析が可能となる。このため、コモ 6 桁分類は産業連関表の部門分類に一致するようコード付けをしている。

ただし、コモ法においては、産業連関表の部門分類のうち、「建設」、「政府サービス生産者」、「対家計民間非営利生産者」を推計から外しているため、コモ法の 6 桁分類は、369 となっている。

b. 流通経路

コモ法計算のために想定した流通経路は、図 2 - 1 に示すとおりである。コモ法の推計作業では、コモ 8 桁分類の商品を全てこの流通経路にのせて推計している。

以下、流通経路図について述べる。まず、生産された商品は、生産者製品在庫(4)、半製品・仕掛品在庫(5)となる部分を除き出荷される。これに輸入を加え、輸出を差し引いて国内総供給を得る。

国内総供給額が各需要先別に処分されるわけであるが、まず、卸売業を経由するもの(17)と、卸売業を経由しないで直接販売されるもの[(18)(19)(20)(21)]に分かれる。後者の場合、取引に際して生産者販売運賃(35)がかかる場合がある。

卸売業を経由するもの(17)については、卸売マージン、同運賃がかかって、更に小売業者に渡るもの(22)と、卸売から直接販売されるもの[(23)(24)(25)(26)]に分かれる。

在庫に回る商品については、販売マージン・販売運賃がかからないので、卸売在庫品増加が計上された商品については、運賃・マージンを仕入れと販売に分けて推計する。

小売を経由して売買されるものについては、それぞれ小売マージン率[(45)(46)]、小売運賃率[(39)(40)]、小売在庫変動率(7)がかかって配分される[(27)(28)(29)(30)]。

建設に配分される商品[(19)(24)(28)]は、各々に建設業原材料在庫変動率(8)がかかり、木造(31)、非木造(32)、建設補修(33)、土木(34)に分かれる。

なお、生産額については、出荷額から、また輸出については、通関輸出額から輸出運賃(36)、輸出マージン(41)、特殊貿易輸出(15)を図 2 - 1 における矢印と逆方向で推計している。

## 2. 配分比率、運賃率、マージン率の推計

コモ法はあらかじめ設定された流通経路に沿って商品の流れを追い、商品別の生産、流通、支出を把握するための推計方法である。したがって、配分比率、運賃率、マージン率の決定がコモ法計算の要であるといえる。

コモ法を適用する場合、通常資料上の制約から毎年次これらの比率を変動させることが困難なため、基準年次の比率を固定化して用いざるをえないことが多く、従来からこの点がコモ法の課題とされてきた。

### (1) 基準年次推計方法の概要

基準年次（平成7年）の配分比率、運賃率、マージン率の算出にあたっては、各商品の需要構造などの特性を念頭におき、平成7年産業連関表データを基礎に係数を算定した。

推計の手順としては、産業連関表（産出表）をコモ法推計に必要な情報に整理した形に組替え、まず、「標準マージン率」を設定し、これと産業連関表（組替え表）にあらわれた各流通段階における各配分項目でのマージン率から流通段階別配分比率を決定する。

ここで、標準マージン率とは、前述の「商品流通経路図」において、卸売または小売段階を通る商品のマージンの平均的な値（コモ6桁コード内に含まれる全ての商品のマージン率の加重平均）として設定するものである。したがって、標準マージン率は6桁コード内のどの品目にも、またいかなる配分項目にも同じ値が適用される。品目別あるいは配分項目別の実際のマージン率との違いは、結局、この標準マージン率をもとにして計算される流通経路別配分比率によって調整されることになる。したがって、流通経路別配分比率と標準マージン率とは表裏一体の関係にあり、一方が他方を規定し、相互に係数を調整する形になっている。

### (2) 配分比率、運賃率、マージン率の変動

#### a. 配分比率の変動

家計最終消費支出の推計においては、コモ法とは別に「家計調査」等を使用した人的推計値と相互にチェックをしており、両者の推計値を検討のうえ、相当の商品については人的推計値を採用している。具体的には、電力、都市ガス、電話、郵便などの商品について、人的推計値を採用することとし、逆算することにより変動配分比率を求めている。

また、既に述べたように、配分比率の固定化による歪みは、商品分類を細分化し、消費財、生産財のいずれかであるかが特定される商品が多くなれば少なくなる。

このため、コモ8桁の2187商品分類を推計単位とし、それぞれの品目について配分

比率を設定している。

コモ 8 桁品目のうち、半数近くが単一の財の種類として格付される。残りの品目は、2 種類以上の財に格付けている。

#### b . マージン率の変動

コモ法による推計を行った場合、推計過程において 2 種類のマージン額が推計される。ひとつは、個々の商品ごとに設定されたマージン率により推計されるマージン額で、これを全商品について合計したものを「商品別積上げのマージン額」と呼んでいる。

他のひとつは、商業（卸売、小売）の生産額として推計されるマージン額で、これを「産業別積上げのマージン額」と呼んでいる。

コモ法では、産業別積上げのマージン額をコントロール・トータルとして、商品別積上げのマージン額を調整している。

各商品ごとのマージン率は、基準年次では産業連関表に準拠している。中間年次については、『法人企業統計』から業種ごとにマージン率の変化を求め、基準年次のマージン率をベンチマークとして、この変化率を使って変動させている。

商業の生産額（マージン額）は、『商業統計表』から卸売及び小売販売額を求め（『商業動態統計』により歴年ベースに補正）これにマージン率を乗じることによって得る。

このマージン率については、『商工業実態基本調査』で押さえ、その前後年を『法人企業統計』から求めるマージン率により変化させて使用している。

このようにして推計された 2 種類のマージン額は相当の差が出るのが一般的である。そこで、「産業別積上げのマージン額」のほうが「商品別積上げのマージン額」より推計精度が高いとみなして、両者の差を各商品に割り振ることにしている。

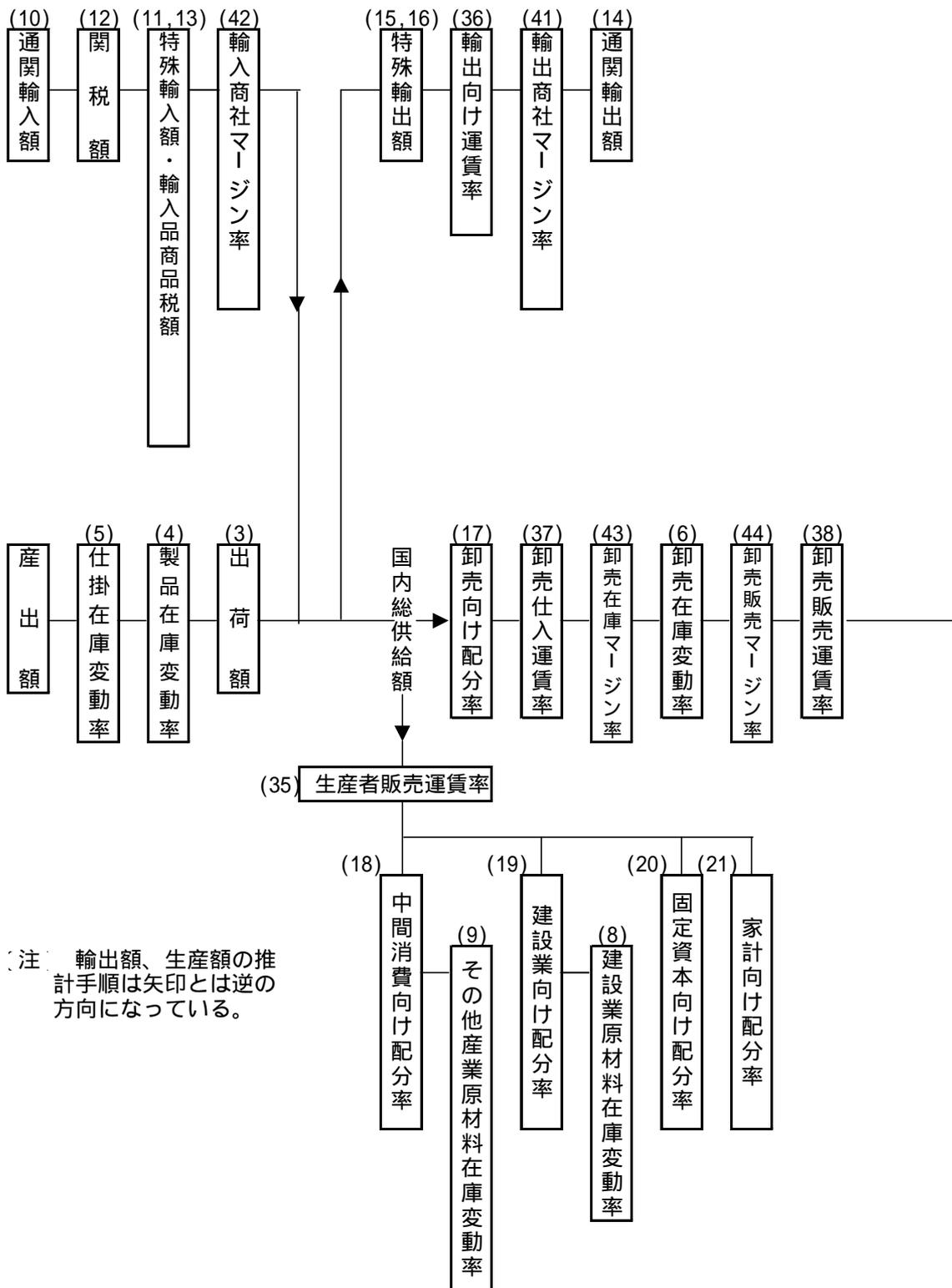
#### c . 運賃率の変動

運賃額についても、個別商品にかかった運賃の合計額（商品別積上げ）と運輸部門の生産額（産業別積上げ）との 2 種類の運賃額が推計され、最終的には産業別積上げをコントロール・トータルとすることは、マージン額の推計と同様である。

各商品の運賃率の推計は、次のように行う。

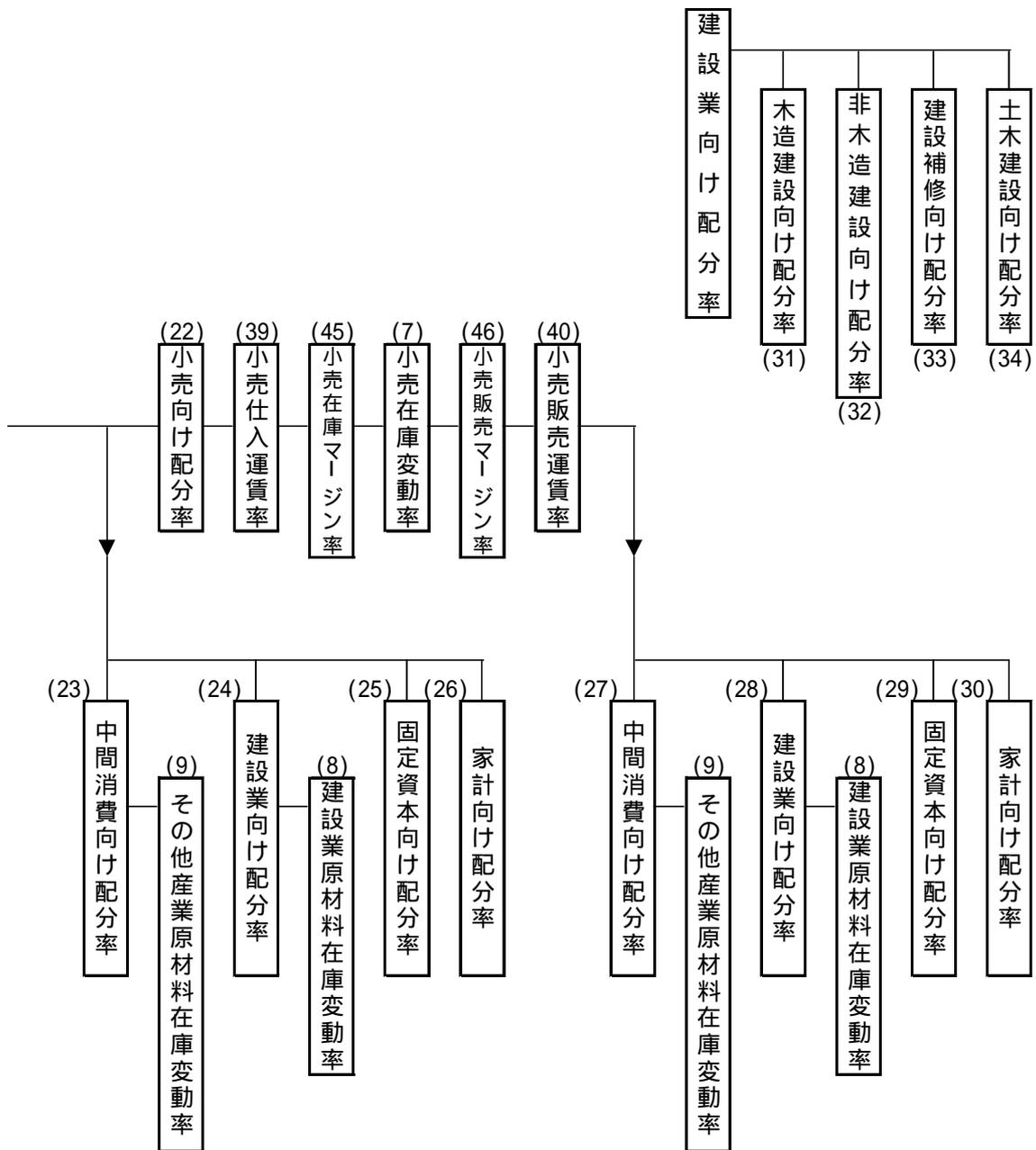
生産から最終使用に至る過程で、各商品の単位（数量）当たり輸送距離はその流通過程に大きな変化が無い限り不変であるとみなす。したがって、各商品の輸送量 1 単位当たりの運賃額は基準年次の単位当たり運賃額を運賃指数で変化させたものに等しいと考える。

図2-1 コモディティ・フ



## ロ - 法の流通経路

建設向けについては、さらに次のように分割する。



### 3. 商品別出荷額推計

#### (1) 基本方針

平成7年産業連関表の部門分類がコモ商品の概念、範囲の根拠となっている。そこで、コモ法の基準年の推計値が産業連関表の値にできるだけ近くなるような推計方法をとることとした。また、推計を正確に行うために中間年次の計数が的確に得られるような基礎統計を採用した。

基準年次には、産業連関表と計数を一致させるため、コモ法の「8桁分類による商品別出荷額」を産業連関表6桁分類に統合した段階で産業連関表に一致するように補正率を作成した。

その後、出荷額に補正率を乗じて、コモの出荷額を産業連関表と同額の水準としたのち、配分比率、運賃率、マージン率を用いてコモ計算を行っている。

#### (2) 商品別推計方法の概要

##### a. 農林水産物

農産物については、『農林水産統計速報』、『農業総産出額及び生産農業所得』、『野菜出荷統計』、『畜産統計』などの農林水産省関係諸統計を利用し、原則として単価×収穫高で生産額を求め、在庫分の調整を行い出荷額を求める。

林産物については、原則として平成7年産業連関表の産出額をベンチマークとして、数量については、『生産林業所得統計』（農林水産省）価格については『卸売物価指数』（日本銀行）を利用して求める。

水産物については、『漁業養殖業生産統計年報』（農林水産省）により魚種別生産額を求める。

##### b. 鉱業品及び採石

原則として、『本邦鉱業のすう勢』（通商産業省）を用い、 $\text{出荷額} = (\text{生産量} - \text{在庫純増}) \times \text{単価}$ 、（なお、 $\text{単価} = \text{生産額} \div \text{生産量}$ ）により品目別に出荷額を求める。

砂利、石材については、平成7年産業連関表の産出額をベンチマークとして、数量は関係団体の資料、価格は『卸売物価指数』で延長推計する。

##### c. 製造業製品

原則として、『工業統計表』（通商産業省）を使う。産業連関表を作成する際にも工業統計表をベースにしている品目が多い。

確報推計時に利用できる工業統計表は、産業4桁分類ごとに統合された、「産業の出荷額」のみである。コモ法は、商品分類であり、工業統計表でいえば、品目編が対応

するため、産業編のデータから品目編のデータを推計する必要がある。

そこで、『工業統計表（産業編）』における各産業の伸び率を当該産業に対応するコモ商品の伸び率とすることにより推計している。コモ法では、単純に品目の伸び（被推計値）＝産業の伸び（工業統計産業編より）と仮定するのではなく、「V出荷方式」を取っている。

V出荷方式とは、前年の工業統計の個票を編集して、産業×品目の出荷額のマトリックスを作っておく。これに、当年の産業の伸びをそれぞれに掛ける。さらに、品目側を集計して、当年の品目別出荷額を求めようとする方法である。

すなわち、前年と当年の産業×品目の出荷額構成比が同じと仮定した推計方式である。

V出荷方式と、従来の品目の伸び＝産業の伸び方式を比較すると、V出荷方式の方が確報と確々報の間に誤差が少ないため、現在はこの方法を採用している。

確々報推計時には、『工業統計表（品目編）』から出荷額を求めてコモ8桁の出荷額を作成する。

ただし、工業統計表と産業連関表で概念が異なる部分がある。自己消費比率の大きな商品の場合及び他統計でより正確な推計値を得られる場合である。

銑鉄や粗鋼のように、一貫生産メーカーによる自己消費割合が高い商品については、販売分のほかに自己消費分が含まれている産業連関表と、外部に出荷された分しか計上されない工業統計表とでは、出荷額に大きな差が出てくる。

コモ法では、産出の段階で産業連関表の数値と合致させているため、補正係数を乗じて調整している。

しかし、自己消費分が多い品目については補正係数が異常に大きくなり易く、中間年次推計時に工業統計の出荷額（自己消費分よりはるか小さいため変化も激しい）が大きく変化した場合に、補正係数を乗じて、産業連関表ベースの概念の数値を得ようと思っても現実と推計値が大きく乖離する可能性が大きい。

確報時点では、工業統計表は、産業4桁の数値しか得られない。これに対して、生産動態統計調査は、悉皆調査ではないものの、速報性は高い。例えば、「自動車」などは品目編を待たずして、業界統計や『生産動態統計調査』（通商産業省）で正確な数値を入手することができる。

銑鉄、粗鋼、鉄鋳一次製品、石油製品（自動車ガソリン、ナフサ、灯油、A重油、B重油、C重油）、コークスなどの商品については、数量を『生産動態統計調査』から、価格変動を『卸売物価指数』から得ている。

精米は、数量は『食料需給表』（農林水産省）、価格変動は『小売物価指数』（総務庁）、乗用車は、『生産動態統計調査』で推計している。

d . 建設業（建設コモディティ・フロー法）

建設活動は他の産業と異なり、一旦建設業者が資材を受け入れて施工する。このため、資材の動きから産出額を推計するコモ法では、建設活動を把握することができない。そこで、資材の需要に建設活動で新たに付加される活動の付加価値分について、別途推計して加えることとしている。

推計方法は、まず、コモ法の配分比率を用いて、建設業への資材投入額を推計する。この資材投入額に別途雇用量報酬、営業余剰などの付加価値額を加算することにより、建設業の産出額を得る。

この推計方法を建設コモディティ・フロー法という。

e . 電気・ガス・水道業

電気業は主として『電気事業便覧』（通商産業省 資源エネルギー庁）を基に推計している。ガス業は、『ガス事業便覧』（同）を基に推計している。

水道業は、確々報時点では、『地方公営企業年鑑』から水道事業の「料金収益」と「その他の営業収益」を合計したものを暦年転換して確々報の推計値としている。確報時点では、前年の確々報に『家計調査』（総務庁）の「一世帯当たりの水道料」の伸びと、「世帯数」の伸びを乗じて求めている。

f . 卸売・小売業

卸売業は、『商業統計表』（3年毎）の年間販売額をベースに、『商業動態統計調査』の伸び率を乗じて毎年次の販売額を求め、『商工業実態調査』より求めたマージン率を乗じて粗マージン額を得る。次に、『法人企業統計季報』卸売業のマージン率を求めて、粗マージン額の合計値のマージン率が『法人企業統計季報』のマージン率に一致するように調整して、最終的なマージン額を推計する。

小売業も同様の調整を経てマージン額を求める。

g . 金融・保険業

( a ) 保険、年金基金を除く金融機関

金融産出額 = 帰属利子 + 受取手数料（帰属利子 = 受取利子 + 受取配当 - 支払利子）  
上記の推計式の該当項目を各金融機関毎の決算書より推計し、集計を行う。

四半期系列は、『金融経済統計月報』（日本銀行）の資金循環勘定、金融負債残高表の四半期別貸出金、有価証券残高により分割を行う。

( b ) 生命保険会社および年金基金

生命保険会社産出額 = 保険料 保険金 （支払準備金純増額 財産運用純益）

財産運用純益 = 利息配当収入 支払利子 保険契約者配当

上記の推計式の該当項目を各機関毎の決算書より、推計し、集計を行う。

四半期系列は、保険料 保険金 + 財産運用純益（個々四半期値）により四半期分割を行う。

(c) 非生命保険会社

非生命保険会社産出額 = 保険料 保険金 （支払準備金純増額 財産運用純益）  
+ 受取保険料

財産運用純益 = 利息配当収入 支払利子 保険契約者配当

上記の推計式の該当項目を各非生命保険会社の決算書より推計し、集計を行う。

h. 不動産業

不動産業のうち、不動産仲介業、不動産管理業、不動産賃貸業は、基準年の推計値に『事業所・企業統計調査』（総務庁）の伸びと『消費者物価指数』（総務庁）の伸びを乗じて暦年の推計値を得ている。

i. 運輸・通信業

運輸業のうち、鉄道は『鉄道輸送統計月報』（運輸省）を基に推計している。自動車輸送は、『運輸経済月例報告』、『自動車輸送統計月報』（同）等を基に推計している。

国内電報、国内電話、その他の国内通信、移動通信は、それぞれ各事業者の有価証券報告書を基に推計している。

j. サービス業

サービス業は、製造業における工業統計のような網羅的な悉皆調査が無い。そこで、個々の商品ごとに各種の統計調査を組合わせて推計している。

使用している統計調査は、『事業所・企業統計調査』（総務庁）、『商業統計表』、『特定サービス産業実態調査』（通商産業省）をはじめとして数多い。商品毎の使用統計は、巻末の付表を参照していただきたい。

## 4. 在庫増加額の推計

(1) 推計方法

コモ法における在庫品増加額は、生産額や販売額に対する在庫品増加額の割合、すなわち在庫変動率を流通経路のなかにあらかじめ設定することにより、一連のコモ法計算の過程で推計される。

在庫変動率については、製品、半製品・仕掛品、原材料、流通の各形態別に推計し

ている。使用している主な統計資料は製品在庫、半製品・仕掛品在庫、原材料在庫が『工業統計表（産業編）』、流通在庫が『商業統計表』及び『商業動態統計』である。

製品在庫、半製品・仕掛品在庫、原材料在庫の推計方法は、共通した推計方法を採用している。

すなわち、『工業統計表（産業編）』から産業ごとに在庫純増額を求め、それを製品在庫については出荷額、半製品・仕掛品在庫については生産額、原材料在庫については、原材料使用額でそれぞれ除して産業別の在庫変動率を求め、次に産業と商品の対応付けを行い、当該商品の在庫変動率とする方法である。

なお、原材料在庫の産業と商品の対応については、平成7年産業連関表を用い、その投入原材料比率で工業センサス産業ベースの期首、期末原材料在庫残高及び原材料使用額を商品ベースに分割し、その後同一商品ベースに合成し当該商品の原材料在庫変動率を計算している。

流通在庫に関しては、3年に一度調査の『商業統計表』を『商業動態統計』で補外推計することにより得られる在庫増加額を販売額で除し、商業統計産業分類の卸売及び小売在庫変動率を求め、次にこの在庫変動率をコモ品目と対応させている。

また、前記流通経路図によってコモ法計算を行った場合、卸売間での売買が考慮されていないことになり、流通在庫が過少に推計されるので、コモ法における卸売仕入額に対する商業統計表の販売額の割合を「卸回数」として計算し、これと先に求めた流通在庫変動率を乗ずることによって修正流通在庫変動率として使用している。

なお、農業関係、鋳業、鋳鉄・粗鋼等の製品在庫及び建設原材料在庫については、農林水産省関係資料、『生産動態統計調査』、『法人企業統計年報』などにより推計している。

## （2）在庫品評価調整

コモ法在庫投資の推計は『工業統計表』や『商業統計表』といった企業会計に基づく統計を利用して行っているため、SNAの在庫品増加の推計では、在庫品評価調整を行う必要がある。

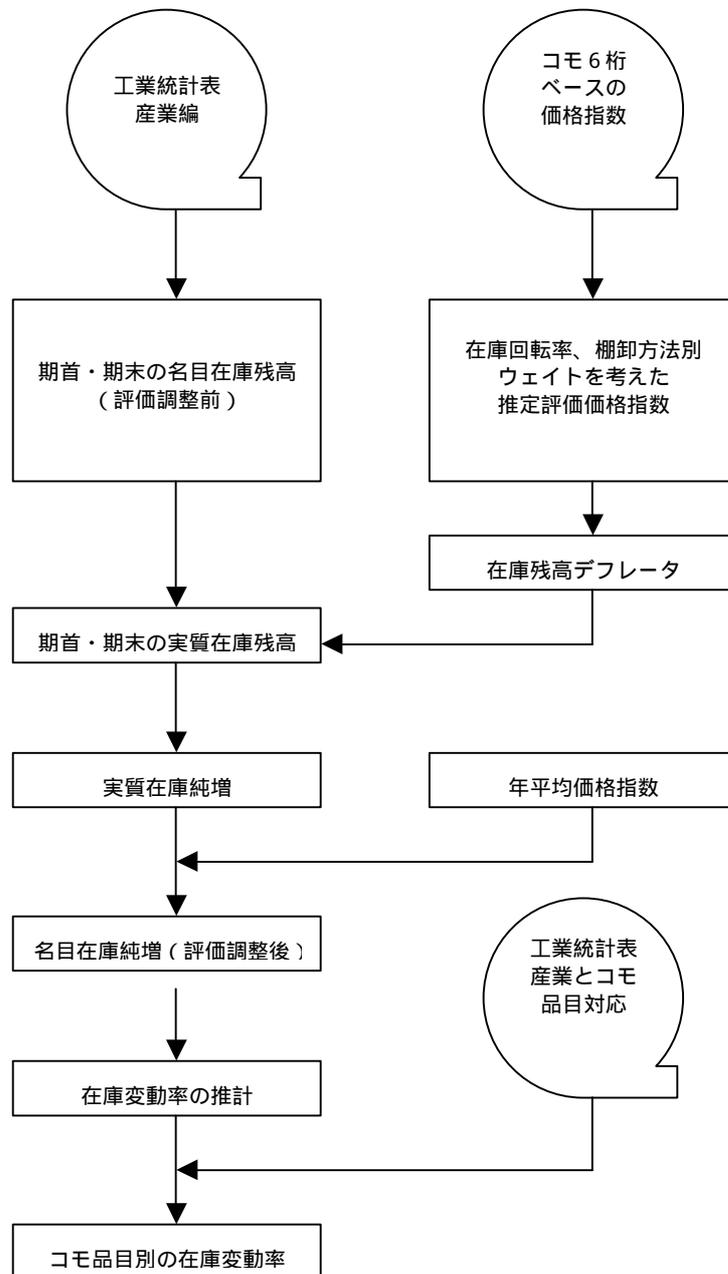
コモ法においては、在庫変動率算定の際に評価調整を行う方法を取っている。例えば、製品在庫変動率は、製品在庫増減額を出荷額で除して求めるが、この製品在庫増減額を事前に在庫品評価調整することにより、在評後の製品在庫変動率を求めるわけである。

推計方法を図2-2により述べると、

- a. 『工業統計表（産業編）』から産業別に名目在庫残高を算出する。
- b. これを別途推計する在庫残高デフレータで除して実質在庫残高を求める。
- c. 次に、期末と期首の差としての実質在庫増減を得、これに年平均価格指数を乗じて評価調整後の在庫増減額を求める。

- d. これを在庫変動率の分子として評価調整後の在庫変動率とする。
  - e. こうして得られた産業別の在庫変動率をコモ品目に対応付ける。
- なお、在庫残高デフレータの作成にあたっては、在庫形態別にコモ 6 桁ベースの価格指数を用いている。

図 2 - 2 在庫品評価調整推計フローチャート



## 5 . 消費税の取扱い

### ( 1 ) 修正グロス方式

平成元年4月から税制改革に伴い新たに「消費税」が導入された。「消費税」は、その性格上、商品の取引に直接関係するため、国民経済計算体系の中でどのように取扱うか検討された。その結果、最終的に「修正グロス方式」を採用した。

ちなみに、消費税推計のアプローチには幾つかの方法が考えられるが基本的なものは以下の4つになる。

#### a . ネット・アプローチ

全ての財貨、サービスの流れについて、消費税を含まないネット価格で記録する。

#### b . 混合アプローチ

全ての課税対象売上について、購入者が前段階課税分の控除権限を有しない場合は、消費税を含むグロス価格で、それを有する場合には、ネット価格で記録する。混合アプローチは、グロス価格もネット価格も市場価格である点で評価できるが、現行の統計調査からは推計不可能である。

#### c . グロス・アプローチ

全ての課税対象売上について統一的にグロス価格で記録する。

#### d . 修正グロス・アプローチ

グロス・アプローチにおける投資の過大評価（設備投資、在庫投資について、前段階課税分の控除が認められている）を修正し、結果的には投資についてネット価格で記録する。

コモ法は、財貨・サービスの一年間の流れを推計、記録するものである。消費税は、その流れの中で、企業または事業所の取扱いいかんによって同一商品であっても消費税の含まれるものと含まれないものが統計上混在してしまい、本来の商品価格と消費税の分離が困難である。

そのため、消費税法上の非課税商品を除いて、消費税を含んだ実際の価格のまま推計を行うこととした。

基本的には、全ての商品（例外品目を除く）は、消費税を含んで出荷されるものとし、供給側、需用側ともに消費税を計上した価格で流通経路にそって推計を行っている。

コモ法推計項目についてみると、出荷額は、工業統計の税込み額を使用している。工業統計によらないワークシート上で推計する品目も税込み額を採用している。輸入

は税込み。輸出は商社経由分について税還付分を差し引いた。

## (2) 消費税控除額の推計

固定資本形成ならびに在庫品増加については、人的推計法やヒアリング等により消費税控除額を推計している。なお、資本形成のなかでも、民間住宅と公的固定資本形成のうち一般政府については、消費税控除額はないものとしている。

### a. 名目

#### (a) 民間企業設備

##### i. 非金融法人

人的推計で利用している『法人企業統計季報』(大蔵省)の投資額は、控除可能な消費税を控除した修正グロスベースとなっている。したがって、その投資額のうち課税企業比率により推計された仕入控除比率を用いて消費税控除額を推計。

##### ii. 金融機関

課税事業比率を考慮して推計された仕入控除比率を用いて消費税控除額を推計。

##### iii. 対家計民間非営利団体

金融法人の場合と同様。

##### iv. 個人企業

すべて非課税と見なし、修正グロス = グロスとして処理(控除税額はゼロ)。

#### (b) 公的固定資本形成

##### i. 公的住宅

##### ii. 公的企業設備

個々の機関等に対するヒアリング・アンケート調査により、控除税額を直接算出。

#### (c) 民間在庫品増加

人的推計で利用している『法人企業統計季報』の在庫投資額は修正グロスベースであるため、(a) i. と同様、仕入控除比率を用いて消費税控除額を推計。

#### (d) 公的在庫品増加

個々の機関等に対するヒアリング・アンケート調査により、控除税額を直接算出。

### b. 実質

各制度部門毎に基準年の控除税比率を算出し、実質のグロス投資額に乗じて控除税額を求める。